

「女性を犯罪から守るネットワーク」通信

～『公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例』の一部改正について～



『公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例』は、公共の場所や乗物における粗暴行為、痴漢・盗撮等の卑わいな行為や押売行為、つきまとい行為等の県民と滞在者の日常生活に不安等を覚えさせる行為を防止して、生活の平穏を保持することを目的として平成11年に制定された条例です。

しかしながら、最近の社会情勢の変化に伴い、改正前の条例では、現在の犯罪情勢に的確に対応することが困難な状況となっていました。

そこで、この度、現在の犯罪情勢に的確に対応することを目的として「公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例」が公布され、**本年7月1日から**施行されました。

改正の概要等については次のとおりになりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

のぞき見・盗撮の適用場所の拡充

従来からの適用場所(第1項)

公共の場所、乗物における痴漢、盗撮等の禁止



拡充した適用場所(第2項)

通常衣服を着けない場所におけるのぞき見、盗撮の禁止

(例) 公衆浴場、コンビニのトイレ、公衆便所、市民体育館の更衣室等



拡充した適用場所(第3項)

特定かつ多数の者が利用する場所における盗撮の禁止

(例) 集会場、会社の事務所、教室、パーティ会場、貸切バス等

つきまとい行為等の規制の拡充・類型化

右の8類型の行為を、**特定の者**に対し、**執よう**に行った場合は、取締りの対象となります。

つきまとい、待ち伏せ、立ち塞がり、見張り、押し掛け、うろつき

無言電話、連続電話、FAX送信、電子メールの送信等(SNSの送信含む。)

監視していると思わせるような事項の告知

汚物、動物の死体等の送付

義務のないことを行うことの要求

名誉を害する事項の告知

著しく粗野又は乱暴な言動

性的羞恥心を害する事項の告知



※ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に規定されたつきまとい行為等は除く。

常習者に対する罰則強化

常習者(粗暴行為、卑わいな行為、押売行為等、つきまとい行為等)に対する罰則を、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」から「**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**」に引上げ

詳しい内容や条文の詳細につきましては、**県警ホームページをご覧ください♪**



鹿児島県警察本部生活安全企画課 (Tel.099-206-0110 内線3048)